○職員の服務の宣誓に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１０号

改正　平成20年3月25日　条例第3号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第２条　新たに職員となった者は、組合長又は組合長の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（権限の委任）

第３条　この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、組合長において定めることができる。

附　則

１　この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行後３０日以内において、新たに職員となつた者は第２条の規定にかかわらず、この条例の施行３０日間は、宣誓を行う前においても、その職務を行うことができる。

附　則（平成２０年３月２５日条例第３号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

別記様式（第２条関係）

|  |
| --- |
| 宣　　　誓　　　書私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。　　　年　　月　　日氏　名　　　　　　　　　㊞　　 |